

第437回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 3 7 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和2年7月28日
- 2 開催場所 川越市農業ふれあいセンター 研修室兼視聴覚室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時15分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	福田純一	出		10	塩野謙吉	出	遅参
2	中野一明	出		11	渋谷武	出	
3	矢部節	出		12	石川秀夫	出	
4	吉崎一行	出		13	栗原明	出	
5	鈴木一	出		14	今野英子	出	
6	関根誠	出		15	山田哲也	出	
7	長岡清	出		16	粕谷貞夫	出	
8	須賀庄次郎	出		17	米原民子	出	
9	内田光夫	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名

9 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	石田 秀樹	主事補	飯島 佑加
副事務局長	内田 和則		
副主幹	宮本 晃宏		
主事	酒井 亮		
主事	山本 和慶		

10 開会

会長 石川 秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和2年7月28日第437回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石川 秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 栗原 明

委員 今野 英子

委員 山田 哲也

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「総会の所管に関する報告書 6 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書については、合計 3 件、3 筆、6 2 9 . 4 0 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 1 2 件、1 9 筆、6 , 9 6 1 . 9 0 m²である。農地改良届については、合計 1 6 件、2 2 筆、1 0 , 6 3 9 . 1 1 m²である。農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 2 件、2 筆、2 0 5 m²である。農地法第 4 条の規定による許可申請書取下願については、合計 2 件、6 筆、5 , 0 6 1 m²である。農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知については、合計 1 件、1 筆、4 6 4 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 7 件、4 9 筆、6 1 , 5 6 8 . 9 1 m²である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明報告書については、合計 1 件、1 筆、8 3 6 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 1 4 件、8 6 筆、5 0 , 3 3 1 . 2 8 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数11件、総筆数24筆、総面積21,342㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から11番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号11番について、調査報告する。17日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人宅にて、話を聞いてきた。譲受人は現在71歳の認定農業者で、農業従事日数は年間300日である。家族と共に169アールの農地を耕作している。通作距離は60mである。また、農地は適切に管理されており、遊休農地はない。作業に必要な農業機械等はすべてそろっている。以上のことから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から11番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件それぞれを満たしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の2号議案は、件数4件、筆数9筆、面積3,675㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から4番

については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から4番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないため、許可することによって採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第3号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数5件、筆数8筆、面積2,035㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から5番については、立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から5番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当と意見を付すことに決定する。

議案第 4 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の 4 号議案は、件数 1 3 件、筆数 2 4 筆、面積 1 2, 9 1 5. 7 2 m²についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 1 3 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことでよろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 3 番について、調査報告する。1 6 日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人の代理人に話を聞いてきた。譲受人は、平成 1 2 年に設立し、主に住宅造成工事や下水工事などを行っている。現在、資材置場兼車両置場があるものの、業績の拡大により手狭になったことから、今回の申請に至った。申請地には、コンクリートブロック 1, 2 0 0 個、社用車 6 台、重機 8 台、従業員通勤車 2 台を置く予定である。雨水対策については、敷地内浸透トレンチを 4 箇所設置、周囲はブロック 3 段積にし、出入口にはバリケードを置く。隣接する農地については、大きな影響はないと思われる。また、隣接住民には説明を行い、了解を得ている。地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号 8 番について、調査報告する。1 9 日に申請地にて、譲受人と代理人に話を聞いてきた。譲受人は、平成 2 年 8 月に設立した。昨年の台風 1 9 号の影響で、全館使用不能になったため、現在は市内の仮設にて運営している。早期復旧を目指して、水害発生が少ない場所を探し

ていたところ、今回の申請地が見つかり、土地所有者の承諾を得たため、申請に至った。なお、申請地は適正に管理されている。建設施設の説明会は、今後予定している。工事期間は今年の12月から令和4年1月31日まで、開所日は令和4年2月1日を予定している。鉄筋コンクリート2階建て、駐車台数は70台、工事期間中に隣接地に被害が発生した場合は、譲受人が責任を持って対応するとのことである。以上のことから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号7番について、橋桁老朽化による撤去工事のための申請だが、雨水などが溢れないように指導してほしい。今回の工事についても地元の説明会を行ってほしい。」との発言があった。

事務局から「事務局から申請人と代理人に、雨水関係について指導し、地元の説明会を行うように伝える。」との説明を行った。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から14番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号3番については、「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」、整理番号8番については、「雨水や排水は適正に処理し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について、総合意見として許可相当とし、整理番号3番と8番については条件を付すことに決定する。

議案第 5 号

川越都市計画生産緑地地区の変更案における農地について（照会）
について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「本件照会は、生産緑地法施行規則第 1 条に基づき、生産緑地地区の変更案に係る生産緑地地区追加指定申請地一覧の土地が、農地又は採草放牧地に該当しているかどうかについて農業委員会の意見を求められているものである。なお、生産緑地法第 2 条第 1 号に規定する農地とは、現に農業の用に供されている農地と規定されており、法令の運用上では、一時的に耕作されていない状態の土地であっても、耕作する気になればいつでも簡単に耕地として復旧できるようなもの、すなわち休耕地は農地であるとされている。また、本件照会に係る申請地については、都市計画課において、事前に現地の確認や申請者に聞き取りを行うなど、耕作可能な土地と判断した土地を申請地として照会してきたものである。このように、法令の運用や都市計画課による現地調査を踏まえると、写真の土地が農地かどうかについては、耕作に支障があるような疑義が生じなければ足りるものと考えられる。さらに、事務局は、本件の照会に係る写真資料の確認と、申請地について転用届が出されていないこと、及び申請者が農家台帳に登載されていることを確認している。以上のことから、本件照会に係る申請地については、登記地目又は現況地目のとおり、農地に該当していると意見することが適当と考えられる。」との説明を行った。

議長は、対象地区の委員に意見を求めた。

委員から「本庁第 3 5 号については、地元委員として、資料を確認した結果、農地であると判断する。」との発言があった。

委員から「本庁第114号及び本庁第115号については、地元委員として、資料と現地も確認して疑義がないため、農地であると判断する。」との発言があった。

委員から「大東第92号については、地元委員として、資料を確認した結果、農地であると判断する。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、「農地である。」と意見することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、原案どおり意見することに決定する。

議案第6号

川越市農業委員会の事務部局職員の職名に関する規則の一部を改正する告示を定めることについて

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「改正の趣旨については、地方公務員法の一部改正に伴い、川越市農業委員会の事務部局職員の職名に関する規則（昭和54年農委告示第23号）の一部を改正しようとするものである。内容については、川越市農業委員会の事務部局職員の職名に関する規則の第2条に、会計年度任用職員について規定する第2項を加えようとするものである。施行期日については、令和2年7月28日から施行しようとするものである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおり決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、原案どおり決定する。

議案第7号

川越市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部を改正する告示を定めることについて

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「改正の趣旨については、町名地番整理の実施に伴い、川越市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程（平成29年農委告示第24号）の一部を改正しようとするものである。内容については、川越市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の別表中、大東の項、区域の詳細の欄に、豊田本5丁目を加えようとするものである。施行期日については、令和2年7月28日から施行しようとするものである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおり決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、原案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第 4 3 7 回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 2 年 8 月 14 日

議 長 石 川 秀 夫 印

委 員 栗 原 明 印

委 員 今 野 英 子 印

委 員 山 田 哲 也 印
